

- 平成十七年金融庁告示第四十九号（保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件）

改 正 案	現 行
<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 社団法人全国地方銀行協会（昭和二十五年三月十一日に社団法人地方銀行協会という名称で設立された法人をいう。）又は社団法人第二地方銀行協会（昭和二十年十月一日に社団法人全国無尽協会という名称で設立された法人をいう。）の会員である銀行</p> <p>二九（略）</p>	<p>保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行</p> <p>二九（略）</p>

○ 平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改 正 案	現 行
第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一～二十七 （略）	第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。 一～二十七 （略）
二十八 社団法人しんきん保証基金（昭和五十三年四月一日に社団法人しんきん保証基金という名称で設立された法人をいう。次条第二十号において同じ。）	二十八 社団法人しんきん保証基金
二十九 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（昭和五十一年七月一日に財団法人研究開発型企業育成センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十一号において同じ。）	二十九 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
三十 財団法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財団法人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。次条第二十号において同じ。）	三十 財団法人建設業振興基金
三十一 社団法人全国石油協会（昭和二十八年六月二十五日に社団法人全国石油協会という名称で設立された法人をいう。）	三十一 社団法人全国石油協会
三十二 （略）	三十二 （略）
三十三 社団法人全国市街地再開発協会（昭和四十四年十一月十一日に社団法人全国市街地再開発協会という名称で設立された法人をいう。）	三十三 社団法人全国市街地再開発協会
三十四 財団法人不動産流通近代化センター（昭和五十五年十一月	三十四 財団法人不動産流通近代化センター

一日に財団法人不動産流通近代化センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十三号において同じ。)

三十五 (略)

三十六 財団法人大阪産業振興機構 (昭和五十九年七月十日に財團法人大阪中央地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十五号において同じ。)

三十七～四十 (略)

三十五 (略)

三十六 財団法人大阪産業振興機構

三十七～四十 (略)

○ 平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改 正 案

現 行

第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

一～二十 （略）

第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

一～二十 （略）

二十一 財団法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財団法

人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。次条第二十号において同じ。）

二十二 社団法人全国石油協会（昭和二十八年六月二十五日に社団

法人全国石油協会という名称で設立された法人をいう。次条第二十一号において同じ。）

二十二 社団法人全国石油協会

二十一 財団法人建設業振興基金

二十三 財団法人不動産流通近代化センター（昭和五十五年十一月一日に財団法人不動産流通近代化センターという名称で設立され

た法人をいう。次条第二十二号において同じ。）

二十三 財団法人不動産流通近代化センター

二十四～二十六 （略）

二十四～二十六 （略）

二十七 社団法人全国市街地再開発協会（昭和四十四年十一月十一

日に社団法人全国市街地再開発協会という名称で設立された法人をいう。次条第二十八号において同じ。）

二十七 社団法人全国市街地再開発協会

二十八 （略）

二十八 （略）